

文京区が管理する特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の 一部を改正する条例 新旧対照表

_____は改正部分を示す。

| 改正後（案） | 現行 |
|---|---|
| <p>第一条から第三条まで（略） （車線等）</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2から3（略）</p> <p>4 第四種第四級の道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の規定により車道に狭^{きく}搾部を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>（車線の分離等）</p> <p>第五条（略） （副道）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、四メートルを標準とするものとする。</p> <p>第七条から第八条まで（略） （<u>自転車通行帯</u>）</p> <p>第八条の二 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）</u>には、車道</p> | <p>第一条から第三条まで（略） （車線等）</p> <p>第四条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2から3（略）</p> <p>4 第四種第四級の道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の規定により車道に狭^{きく}搾部を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>（車線の分離等）</p> <p>第五条（略） （副道）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。</p> <p>第七条から第八条まで（略）</p> <p>（<u>新設</u>）</p> |

の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車道）

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い第四種（第三級及び第四級を除く。次項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3から5 （略）

（自転車歩行者道）

（新設）

（新設）

（新設）

（自転車道）

第九条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3から5 （略）

（自転車歩行者道）

第十条 自動車の交通量が多い道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2から4 （略）

（歩道）

第十一条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2から5 （略）

第十二条から第三十七条まで （略）

（区分が変更される道路の特例）

第三十八条 一般国道又は東京都が道路管理者であるものの区域を変更し、当該変更に係る部分を区道とする計画がある場合において、当該部分を当該区道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第三項及び第五項、第七条第二項、第三項及び第六項、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十条第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条第三項及び第四項、第二十八条第三項並びに第三十一条並びに令第四条及び令第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第三十九条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第三項から第五項まで、第六条、第八条、第八条の二第三項、第九条第三項、第十条第二項

第十条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2から4 （略）

（歩道）

第十一条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2から5 （略）

第十二条から第三十七条まで （略）

（区分が変更される道路の特例）

第三十八条 一般国道又は東京都が道路管理者であるものの区域を変更し、当該変更に係る部分を区道とする計画がある場合において、当該部分を当該区道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第三項及び第五項、第七条第二項、第三項及び第六項、第八条第一項、第十条第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条第三項及び第四項、第二十八条第三項並びに第三十一条並びに令第四条及び令第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第三十九条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第三項から第五項まで、第六条、第八条、第九条第三項、第十条第二項及

及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十六条から第二十三条まで、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第三項から第五項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第八条の二第三項、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二條第二項、第二十四条第三項及び第四項、次条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第四十条から第四十二条まで (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第十六条から第二十三条まで、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第三項から第五項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条第三項、第十条第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十二條第二項、第二十四条第三項及び第四項、次条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第四十条から第四十二条まで (略)